

## 参 考 条 文

### ○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（受験の資格要件）

第 44 条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

### ○ 人事院規則 8—18（採用試験）（抄）

（受験資格）

第 8 条 （略）

2 （略）

3 経験者採用試験である採用試験の受験資格は、人事院が定める。

### ○ 平成 26 年人事院公示第 22 号（抄）

1～5 （略）

6 規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、経験者採用試験である採用試験の受験資格は、その採用試験（第 2 項の規定により区分された採用試験にあっては、区分試験）ごとに別表第 4 の受験資格欄に掲げるとおりとする。

7 （略）

別表第 4

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
気象庁経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の 4 月 1 日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの